

共同生活援助事業所

グループホームかみふらの

運 営 規 程

社会福祉法人

富良野あさひ郷

共同生活援助事業所 グループホームかみふらの 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富良野あさひ郷が開設する共同生活援助事業所グループホームかみふらの(以下、「事業所」という。)(介護サービス包括型)が行う指定障害福祉サービスである共同生活援助(以下、「生活援助事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、共同生活援助を利用する障害者(以下、「利用者」という。)が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、入浴、排せつ又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものとする。

2 共同生活援助の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、法及び「北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月28日条例第100号)に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

4 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(事業所及び住居の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地並びに住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 共同生活援助事業所グループホームかみふらの
- (2) 所在地 北海道空知郡上富良野町緑町3丁目1-8
- (3) 住居の名称及び所在地
 - ①住居あさがお 空知郡上富良野町南町3丁目4番39号
 - ②住居さくら 空知郡上富良野町桜町3丁目416番地17

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することが

ある。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成、継続的なサービス管理及び評価等を行うものとする。

(3) 世話人 1名以上

世話人は、利用者に対して、適切な日常生活の介護及び援助等を行うものとする。

(4) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護を行うものとする。

(共同生活援助を提供する主たる対象者)

第5条 事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 知的障害者

(事業所定員及び住居定員)

第6条 事業所定員は8名とし、住居ごとの定員は以下の通りとする。

①住居あさがお 4名

②住居さくら 4名

(共同生活援助の内容)

第7条 事業所は、利用者に対する相談、入浴、排せつ又は食事の介護、健康管理、金銭管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、職場等との連絡・調整、財産管理等の日常生活に必要な援助を行うものとする。また、一時的に体験利用が必要と認められる者に対しても同様の援助を行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定共同生活援助を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、前項の支払いを受けるほか、共同生活援助において提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 家 賃

①住居あさがお 月額 60,000円(1人分固定料金15,000円)

②住居さくら 月額 60,000円(1人分固定料金15,000円)

- (2) 光熱水費 月額の個人分実費按分、共用部分実費按分
 - (3) 食材料費 月額の実費按分
 - (4) 日用品等 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文章で説明したうえで、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。
- 5 第1項及び第2項並びに第3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証(第1項については受領書)を、当該費用を支払った利用者に交付するものとする。
- 6 その他の住居の利用者の費用については、その他の住居毎に示すこととする。
- 7 利用者が生活保護受給者或いは市町村民税非課税世帯の者で、市町村からの家賃の一部を特定障害者特別給付費として支給される場合は、その額を控除した額とする。

(入居にあたっての留意事項)

- 第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。
- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。
 - (2) 火気の取り扱いに注意すること。
 - (3) けんか、口論、泥酔、中傷等、他人に迷惑となるような行為をしないこと。
 - (4) 管理上必要な指示に従うこと。
 - (5) 重要事項説明書及び契約書で定めたこと。

(利用者負担額等に係る管理)

- 第10条 事業所は、利用者(体験的な利用に係る利用者を除く。)が同一の月に事業所が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。
- 2 事業所は、体験的な利用に係る利用者から依頼を受けた場合は、当該利用者について前項に定める利用者負担額に係る管理を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

- 第11条 共同生活援助の従事者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 夜間及び深夜の時間帯を通じて、ご利用者に緊急の事態が生じた時に、ご利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保する

とともに、緊急時の連絡先や連絡方法を共同生活住居の見やすい場所に掲示するものとする。

(苦情解決)

第12条 事業所は、その提供した共同生活援助に関する利用者等からの苦情を解決するために苦情受付の窓口等の設置のほか必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により北海道知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は、当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村、又は北海道知事及び市町村長が行う調査に協力するもとともに、市町村、又は北海道知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害時に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
- 4 事業所は、非常災害に備え、利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は障害者虐待防止法を遵守し、利用者に対する虐待を未然に防止すること、また、早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する「虐待防止体制管理者」と「虐待防止マネージャー」を配置し必要とする措置を講ずる。
- (2) 富良野あさひ郷障害福祉事業の「虐待防止・身体拘束検討委員会」との連携を図り従業者に対する虐待の防止の啓発・普及するための研修の実施。
- (3) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族、障害者を雇用する事業者等、障がい者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知するものとする。

(身体拘束等の禁止)

- 第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する「虐待防止・身体拘束検討委員会」を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(衛生管理等)

- 第16条 事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。
- 2 事業者は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
- （1）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3）事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

- 第17条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

- 第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意点)

第19条 事業者は、適切な共同生活援助ができるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者、又その家族の秘密を保持するものとする。

3 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。

4 事業所は法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者に対して利用者等又はそのご家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により、利用者等又はその家族の同意を得るものとする。

5 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者等に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第20条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人富良野あさひ郷と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。